

# 令和4年度第1回霧島市個人情報保護審議会会議録（要旨）

I 日時 令和4年10月25日（火）午前9時20分から午前10時20分まで

II 場所 霧島市国分シビックセンター 行政棟4階 401会議室

## III 出席者

会長：山本 敬生（鹿児島県立短期大学准教授）

委員：稲留 隆（司法書士）、福田 英人（司法書士）、久留須 由紀（司法書士）、末吉 隆之（弁護士）

事務局：総務部総務課長 永山 正一郎、同文書法制グループ長 柳田 謙一郎、同グループ主任主事 小柳 陽一、同グループ主事 泊 周平

## IV 資料

- (1) [資料1] 概要(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)
- (2) [資料2-1] 条例で規定することが想定される事項
- (3) [資料2-2] 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
- (4) [資料3] 【現行条例】霧島市個人情報保護条例(平成17年11月7日条例第11号)
- (5) [資料4] 令和3年改正の個人情報保護法施行後における「霧島市個人情報保護審議会」について
- (6) [資料5-1] 【改め文】霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (7) [資料5-2] 【新旧対照表】霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (8) [資料5-3] 【溶け込み版】霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例
- (9) [資料6-1] 霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について
- (10) [資料6-2] 【参考資料】特定個人情報保護評価について

## V 議事項目

### 1 審議会の公開又は非公開の決定について

#### 【審議内容】

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針による本審議会の公開又は非公開の取扱い

#### 【審議結果】

本審議会の会議は、公開とする。

### 2 報告

#### (1) 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

#### 【報告内容】

資料1により、令和3年に改正された「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」の概要に関する説明が行われるとともに、資料2-1～資料3により、令和5年度から施行される予定の「霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）」（以下「施行条例」という。）に関する説明が行われた。

#### 【各委員からの意見等】

[委員]

これまで自治体ごとに異なっていた個人情報保護制度に関する規定等については、今後は、原則として、個人情報保護法の規定に統一されるということか。

[事務局]

各自治体の状況に応じて、必要最小限の独自の保護措置を取ることも可能であるが、原則として、個人情報保護法の規定に統一されることになる。

[委員]

「必要最小限の独自の保護措置」とは、具体的には何か。

[事務局]

「新法による共通ルールの内容を変更しない範囲内で具体的な事項等を定めるもの」や、「その他地域の特性に照らし特に必要な事項」として規定されるものが当該保護措置に当たるものとなる。

[委員]

霧島市では独自の保護措置を設ける予定はあるか。

[事務局]

現在のところは設ける予定はない。

[委員]

これまでの「霧島市個人情報保護条例」（平成17年霧島市条例第11号。以下「保護条例」という。）については廃止されるという認識でよいか。

[事務局]

保護条例の規律が、個人情報保護法の規律と重複する部分もあることから、保護条例の廃止を行った上で、施行条例を新しく制定することとしている。

[委員]

これまでは自治体ごとに独自の規定等が設けられていた面もあると思うが、今後は個人情報保護法に統一されるということか。

[事務局]

今後は地方自治体の規律についても、原則、個人情報保護法に統一され、各地方自治体では、「その他地域の特性に照らし特に必要な事項」の範囲内で独自の規定を設ける程度になるものと考えている。

[委員]

施行条例第3条第2項では、「…当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない」と規定されているが、当該費用とはコピー代を想定しているのか。

[事務局]

そのとおりである。

[委員]

市民から、用紙に印刷したものではなく、USB等の電磁的記録媒体によりデータの提供を受けたいという要望はないか。

[事務局]

現在のところ、保有個人情報開示請求においてはそのような要望はないが、建設工事等に係る設計書については、情報提供という形でデータによる提供も一部行っている。

[委員]

仮に、市民がUSBを持参し、当該USBにデータを入れてほしいと依頼されたときは、霧島市としてどのような対応を取るのか。

[事務局]

これまでにそのような事案が生じたことは少ないが、過去には交付の対象となる公文書の枚数が多いことから、当該申請者の了承を得た上で、当該公文書の電磁的記録を光

ディスクに複写したものを交付したことがある。

また、本市の情報セキュリティの関係上、市民が持参したUSB等の電磁的記録媒体をそのまま本市のパソコン等に接続させることはできないことから、そのような事案が生じた場合には、情報セキュリティの対策等を踏まえながら対応をすることになるものと考えている。

[委員]

そのような場合において、市民にデータでの提供をすることとなったときは、光ディスクやUSB等を市で準備し、その分の費用を当該申請者から徴収することになるのか。

[事務局]

交付に当たって必要となる費用については、当該申請者にご負担いただくことになる。

[委員]

電子申請による保有個人情報の開示請求には対応しているか。

[事務局]

保有個人情報の開示請求に当たっては本人確認が必要となることから、そのような対応は行っていないところであり、原則として来庁の上で申請書を提出していただくこととしている。

なお、遠方に住まわれているときなど、例外的な場合においては、郵送による申請も受け付けているところである。

また、一方で、公文書開示請求については、電子申請による開示請求も受け付けている。

## (2) 霧島市個人情報保護審議会の廃止及び令和5年4月1日以降の霧島市情報公開・個人情報保護審査会の役割について

### 【報告内容】

資料4～資料6-2により、令和4年度をもって本審議会が廃止されること及びこれまでに本審議会が担っていた役割のうち、今後国の個人情報保護委員会が担うこととなる役割以外の役割を、令和5年度以降は「霧島市情報公開・個人情報保護審査会」が担うことについて説明が行われた。

### 【各委員からの意見等】

[委員]

今後は「霧島市個人情報保護審議会」が「霧島市情報公開・個人情報保護審査会」に名称が変わり、主に「第三者点検」というものを行っていくことになるのか。特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）が行われる度に、「第三者点検」を行うということではよいか。

[事務局]

本市では、既に作成してある「特定個人情報保護評価書」について、年に一度、当該評価書の内容の見直しを行っており、その見直しの際に「全項目評価」に該当する事務があった場合において、当該事務の全項目評価書に関する「第三者点検」を実施することになる。

しかしながら、本市には、現在のところ、全項目評価に該当する事務が存在していないことから、今後「第三者点検」が実施されることは想定していないところである。

[委員]

全項目評価を実施したときにのみ、「第三者点検」が実施されるということか。

[事務局]

そのとおりである。

[委員]

霧島市は、「しきい値判断」のどの項目に該当するのか。

[事務局]

本市においては、「対象人数」に関して、最大でも「10万人以上30万人未満」に該当し、また、「特定個人情報ファイルの取扱者数」については、全て「500人未満」であることから、本市における評価の実施は、最大でも「重点項目評価」までとなる。

[委員]

過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事故が発生しない限りは、全項目評価の実施の対象とはならないということによいか。

[事務局]

そのとおりである。

[委員]

「霧島市個人情報保護審議会」を「霧島市情報公開・個人情報保護審査会」に統合するような形に近いということか。

[事務局]

そのとおりである。

[委員]

施行条例の適用の対象となる実施機関から、議会が外れた理由は何か。

[事務局]

個人情報保護法の適用の対象から地方議会が除外されていることを踏まえている。

これに対する国の説明では、三権分立の観点から、国会及び裁判所を個人情報保護法の適用の対象から除外していることから、地方公共団体においても、議会への適用を除外しているとのことである。

[委員]

霧島市議会については、何かしら個人情報保護に係る独自の規律を置いているのか。

[事務局]

現在のところは、議会についても、保護条例の適用の対象となっていることから、他の実施機関と同様の規律により運用されているところであり、独自の規律については設けられていないところである。

[委員]

議会が保有する個人情報の数は少ないのか。

[事務局]

そのようである。

[委員]

他自治体における審査会等の構成員はどのような職の人が担っているのか。

[事務局]

他自治体における審査会等の構成員について、どのような職の方により担われているのかは不明だが、各自治体においても、本市と同様の審査会等を設置しているものと考えている。

また、地域によっては、複数の市町村が共通の審査会等を設置しているところもある

ようである。

[事務局]

今回の個人情報保護法の改正に当たっても、国に対する意見の一つとして、審査会等の委員を担うことができる人材が不足している地域もあるのではないかとの指摘もあったことから、地域によっては、そのような課題もあるものと考えている。